

## 第7回 収容・送還に関する専門部会 議事概要

### 1 日時

令和2年2月17日（月）午後3時から午後5時まで

### 2 場所

法曹会館 高砂の間

### 3 出席者（敬称略）

#### （1）収容・送還に関する専門部会

安富部会長，明石委員，大橋委員，川村委員，高橋委員，高宅委員，寺脇委員，野口委員，宮崎委員，柳瀬委員

#### （2）出入国在留管理庁

佐々木長官，高嶋次長，佐藤審議官，岡本警備課長，片山参事官，簾内難民認定室長，林警備調整官

#### （3）オブザーバー

国連難民高等弁務官駐日事務所 川内副代表

### 4 配付資料

#### （1）収容・送還に関する専門部会（第7回）議事次第

#### （2）諸外国における収容・送還に関する法制度

#### （3）罰則について

#### （4）参考資料（令和元年12月末現在の退令被収容者数・被仮放免者数等）

#### （5）参考（これまでの議論において提案された（主な）方策等（案））

#### （6）宮崎委員提出資料

### 5 議事概要

出入国在留管理庁から，配付資料に基づき，諸外国における収容・送還に関する法制度（前回会合以降に更新された部分），入管法上の罰則等について説明が行われた。

その後，「これまでの議論において提案された（主な）方策等（案）」について，委員による議論を行った。

委員から示された主な意見の概要は，以下のとおりであった（書面による提出意見を含む。）。

#### （1）送還を促進するための措置の在り方について

**【退去強制令書の発付を受けた者に対する自発的な出国を促すために考えられる運用上又は法整備上の措置】**

- 自発的な出国を促すため，まずは外国人本人に対し，退去しなければならない立場であることを自覚させるとともに，送還に応じない場合は，その理由を適切に把握するべきである。

**【退去強制令書が発付されたものの本邦から退去しない行為に対する罰則等の創設】**

- 外国人に退去の義務を課し、その履行を確保する手段としては、繰り返し課することができる執行罰が考えられる。
- 執行罰は、現行法では砂防法にしか例がなく、また、執行罰は繰り返し課することができるが、支払いを拒否する者については効果が見込まれないことから、義務の履行の担保としては罰則を検討する必要がある。
- 渡航文書の申請を命じる制度が検討されているが、収容中の者が申請を行うことは可能か疑問がある。

**【庇護を要する者を適切に保護しつつ、送還の回避を目的とする濫用・誤用的な難民認定申請に対処するための運用上又は法整備上の措置】**

- 収容・送還の問題は喫緊の課題であり、早急に対応策を講じるべき。これに先んじて、「庇護を要する者の適切な保護」を実施すべきであるため、既に「難民認定制度に関する専門部会」等で示された提言等も踏まえつつ、当該課題についても提言を行うべきである。
- 複数回申請のうち、濫用・誤用的な難民認定申請に関して送還停止効の例外を設けるのであれば、初回の難民認定申請の手続が適正であることが前提である。

**【その他送還を促進し、又は送還が困難な者に適切に対処するための措置】**

- 送還担当者や機材をより充実化するとともに、外交的方策を更に検討するべきである。
- 在留特別許可については、基準を明確化するとともに、申請権を付与することも検討するべきである。
- 収容施設内において、職業訓練や社会復帰支援を行うことを検討するべきである。

**(2) 収容の在り方について**

**【収容期間の上限、収容についての司法による審査】**

- 国際法的な観点からすると、期限を定めない収容は恣意的拘禁と評価されるのであるから、収容期間については一定の上限を設けるべき。
- 収容開始後、一定期間が経過した時点で、第三者機関が収容の継続の要否等を審査する仕組みも考えられるのではないか。
- 諸外国の例を見ると、必ずしも収容に関して司法審査がされているわけではないのではないか。

**【被収容者のプライバシーの確保や被収容者に対する医療、被収容者の心情把握・ケアに関する取組等の被収容者の処遇】**

- 拒食に関しては、強制的な治療が可能となるような措置を講ずるべきである。
- 収容施設内の秩序を維持するため、適切なペナルティの導入等の方策を検討するべきである。

**【仮放免の要件・基準】**

- 仮放免の運用の透明性を高めるため、ガイドラインを作成し、積極事情や消極事情を公表すべきである。

**【仮放免された者による逃亡等の行為に対する罰則の創設】**

- 拒食等を理由に仮放免された者について、行政機関が自由に仮放免の条件を設定し、また、仮放免の取消しをしないまま2週間ないし1か月経過後に収容するというのは不当であり、そのような状況で逃亡するのはやむを得ない面がある。
- 仮放免は、本来、出国準備等をする必要がある場合を想定しており、退去強制を阻害しない範囲で認められるべきである。
- 収容を解く場合は、逃亡等に対する罰則の導入とセットで検討すべきであるし、実効性のある保証人の確保を要件とすることや、GPSの装着を検討することも考えられるのではないか。

以 上